

下級裁判所裁判官指名諮問委員会（第23回）議事要旨

（下級裁判所裁判官指名諮問委員会庶務）

1 日時

平成18年9月6日（水）13：30～15：40

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

（委員）有田知徳，池田修，伊藤眞，井堀利宏，大川真郎，奥田昌道（委員長），
佐藤久夫，中田裕康，夏樹静子，平木典子，堀野紀（敬称略）

（庶務）戸倉審議官，中村総務局第一課長

（説明者）山崎人事局長，堀田人事局任用課長

4 議題

（1）協議

- ・ 平成18年10月の，修習終了後3年未満の判事補への任官候補者について
- ・ 平成19年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者について
- ・ 平成19年4月期の弁護士任官候補者について
- ・ その他

（2）次回の予定について

5 議事

（1）新委員の紹介

新委員として伊藤委員が紹介された。

（2）協議

庶務から，前回の委員会以後の経過として，平成18年7月及び8月の出向

からの復帰候補者，平成18年下半期の判事再任候補者，平成18年10月期の弁護士任官候補者についての答申を最高裁判所に報告したこと，平成17年12月の委員会において弁護士任官候補者として，判事補に任命されるべき者として指名することが適当であるとされた者，平成18年7月及び8月の出向からの復帰候補者，平成18年10月期の弁護士任官候補者についての最高裁判所における審議結果，並びに指名の適否について当委員会が判断を留保していた平成18年10月期の弁護士任官候補者が任官希望を取り下げたことが報告された。

また，最高裁から，平成19年4月期の弁護士任官候補者，平成19年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者，平成18年度新任判事補候補者について，それぞれその指名の適否について諮問を受けたことが説明された。

- 平成18年10月の，修習終了後3年未満の判事補への任官候補者について
庶務から，本年10月の，修習終了後3年未満の判事補への任官候補者1人について，司法修習生から判事補への任命のパターンに準じ，実務修習地及び所属弁護士事務所所在地を管轄する地域委員会に対し，裁判官指名候補者名簿及び履歴書を送付したが，特段の情報は寄せられていない旨の報告があり，判事補として指名することの適否について審議され，審議の結果，判事補として指名することが適当であると最高裁判所に答申することとされた。

- 平成19年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者について

作業部会長である中田委員から，作業部会の検討結果について報告がされた。作業部会の検討結果を踏まえて重点審議者について審議し，決定した。

そして，今後の手続として，速やかに，所管の地域委員会に名簿と略歴を提供するとともに，重点審議者とされた指名候補者については，これに所長等が作成した報告書を添付して，11月21日までに情報収集の上，その結果を報告するよう要請する，地域委員会による重点審議者に関する情報収集の方法に

については、これまでと同様の方法による。具体的には、指名候補者の現任庁に対応する各庁会に指名候補者の名簿を提供し、所属の検察官又は弁護士が、指名候補者の指名の適否に関する特段の情報を有する場合には、一定の期間、所属の各個人から直接地域委員会がその有する情報を受け付けることを連絡し、検察官又は弁護士への周知を依頼する、その際には、重点審議者であることを特定せず、他の指名候補者と同様に情報収集を依頼する方法により行うこととされた。また、再任希望者等に関する情報収集の在り方については、従来から当委員会において何度か議論され、「裁判官の職権の独立に対する影響、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点等に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供する方法によるべきこと、特に段階評価式アンケートによる情報収集は相当ではない」ということが確認されているので、昨年同様、地域委員会が弁護士会に対して情報受付の周知を依頼するに当たっては、この当委員会の考え方を弁護士会に伝え、情報を有する弁護士から直接これを地域委員会の庶務に提出することを周知するよう地域委員会に依頼することとされた。

・ 平成19年4月期の弁護士任官候補者について

庶務から、弁護士任官候補者に関する情報収集の在り方については、従来から当委員会において繰り返し協議され、その結果、弁護士任官希望者に関する的確な情報が十分に収集できているとはいえず、調停官を経由した弁護士任官の推進等、早い段階からの的確な情報を収集するための方法を今後とも継続的に検討していく必要があるが、当面は、弁護士に名簿を示して情報提供の依頼をすることはせず、取扱い事件リスト記載の相手方代理人及び事情を知る者として候補者本人に挙げてもらった人から情報収集することとされてきた。また、調停官からの任官希望者については、従来からの弁護士としての活動に関連して提出されている情報に加え、常勤の判事・判事補と同様に、調停官として執務している状況に関する所長等の報告書が提出されているが、この関係で、福

岡地域委員会から、調停官が執務する庁の簡易裁判所判事からも情報収集をすることについての照会があったことに伴い、次のとおり説明・提案がなされた。調停官としての執務状況に関する所長等の報告書は、裁判官の人事評価と同様、様々な情報に基づいて作成されており、もし必要があれば簡易裁判所判事からも情報を収集しているものと思われ、地域委員会が、特に簡易裁判所判事からも情報収集する必要性は乏しいと思われる。庶務からの説明・提案を受けて、今回の弁護士任官候補者に関する情報収集の在り方について審議した結果、地域委員会による弁護士等からの情報収集の方法、裁判官及び検察官からの情報収集の方法のいずれについても、従来と同様の方法によることとされ、庶務から、速やかに、所管の地域委員会に対し、名簿、履歴書及び取扱い事件リストを送付し、11月21日までに情報収集の上、その結果を当委員会に報告するよう要請することとされた。

・ その他

平成18年度新任判事補候補者に関する審議の手順については、速やかに、所管の地域委員会に名簿と略歴を提供することとし、従前と同様に、地域委員会による情報収集は行わず、特段の情報が寄せられた場合には、それを当委員会に提供する取扱いとすることとされた。庶務から、今後の予定について説明（新任判事補候補者については、9月5日から19日までいわゆる二回試験が実施され、その後、25日及び26日に、最高裁判所事務総局において採用面接が行われることになっている。司法修習は、28日に開催予定の二回試験の合否を決定する考試委員会を経て、10月2日に終了する。）がなされた。

(2) 次回の予定について

次回の委員会は、10月2日（月）午後1時30分から開催され、平成18年度新任判事補候補者について審議することとなった。

以 上